

公益社団法人不動産保証協会神奈川県本部
運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は公益社団法人不動産保証協会（以下「本会」という） 地方本部の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という）第40条第2項及び神奈川県本部組織運営細則（以下「細則」という）第4条の規定に基づき、神奈川県本部（以下「当本部」という）の組織及び運営に関し必要な運営規程（以下「規程」という）を定めるものとする。

第2章 会員

(入会金及び会費)

第2条 定款施行規則第2条に定める入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 入会金	正会員	主たる事務所	130,000 円
		従たる事務所 1か所につき	65,000 円
	賛助会員		40,000 円
(2) 会費	正会員	主たる事務所	年額 15,000 円
		従たる事務所 1か所につき	年額 6,000 円
	賛助会員	1口につき	年額 6,000 円

第3章 役員

(役員候補者の選出方法)

第3条 規則第22条第5項の規定に基づき、地方本部役員候補者の選出方法を以下のとおり定める。

- 2 各支部の理事及び監事の候補者の推薦数は理事会で定める。
- 3 支部は、正会員（主たる事務所）のうちから理事（支部長を含む）及び監事の適任者を定時総会開催日の20日前までに別に定める選考委員会に対し推薦する。

- 4 選考委員会は、定時総会開催日の10日前までに理事及び監事の候補者を選考の上、役員候補者名簿を作成し本部長に提出する。
- 5 細則第3条第3項の規定に基づき、本部長は当本部の業務の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の承認を経て2名以内の理事を推薦することができる。
- 6 新たに就任した役員は、就任と同時に本部長に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 役員就任承諾書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第2号）
 - (3) 履歴書
- 7 就任した役員は、辞任と同時に本部長へ次の書類を提出しなければならない。
辞任届（様式第3号）
- 8 役員の前選は前各項に従うものとする。

第4章 会議

（支部長・委員長会議）

第4条 本部長は、当本部の円滑な運営を図るため必要に応じ支部長・委員長会議を開催して次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 支部長・委員長会議に委任された事項
- (3) 緊急重要な事項

ただし、次の理事会に報告しその承認を得なければならない。

- 2 会議の構成員は、本部長、副本部長、専務理事、支部長及び各委員長とする。

（運営会議）

第5条 本部長は、当本部の円滑な運営を図るために運営会議を開催し、当本部の事業の執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。

- 2 会議の構成員は原則として、当本部から本会及び公益社団法人全日本不動産協会の役員等として選出されている者とする

(書面による議決権の行使)

第6条 規則第17条第1項の規定に基づき、定時総会、理事会、その他会議において、やむを得ない理由のため出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人とし表決を委任することができる。この場合において書面表決者、又は表決の委任者は、当該会議に出席したものとみなす。

第5章 補助執行機関

(委員会)

第7条 理事会の補助執行機関として、会務の円滑な運営を図るため、委員会を設け所管事項を次のとおり定める。

(1) 総務委員会

- ① 委員会の運営に関する事項
- ② 会議開催に関する事項
- ③ 役員改選期における総会準備のための会議の開催に関する事項
- ④ 会員の入会及び退会の手続きに関する事項
- ⑤ 総本部及び各支部との連絡に関する事項
- ⑥ 関係諸団体等との連絡調整に関する事項
- ⑦ 関係官公署、関係機関等に対する意見具申及び連絡調整に関する事項
- ⑧ 文書の起案及び他委員会の起案文書の審議並びに文書の保管に関する事項
- ⑨ 事務局職員に関する事項
- ⑩ 会員名簿の作成及び配布に関する事項
- ⑪ 会員の管理に関する事項
- ⑫ 慶弔及び疾病又は災害の見舞に関する事項
- ⑬ その他、他の委員会において所管しない事項

(2) 組織広報委員会

- ① 入会促進に関する事項
- ② 会報の発行に関する事項
- ③ その他組織の広報宣伝に関する事項

- ④ 開業セミナーに関する事項
- (3) 財務委員会
- ① 予算、決算に関する事項
 - ② 経理帳簿、伝票及び証拠書類の保管に関する事項
 - ③ 金銭の出納に関する事項
 - ④ 会費の徴収及び交付金に関する事項
 - ⑤ 物品の購入及び在庫品の頒布に関する事項
 - ⑥ 財産管理に関する事項
 - ⑦ その他経理に関する事項
- (4) 教育研修委員会
- ① 会員及び従業者等の教育研修に関する事項
 - ② 宅建業者講習に関する事項
 - ③ 実務指導に関する事項
 - ④ 取引主任者法定講習に関する事項
 - ⑤ 新入会員の教育研修に関する事項
 - ⑥ 指導者研修に関する事項
 - ⑦ 研修会、講習会、講演会の企画及び他委員会との調整に関する事項
- (5) 綱紀委員会
- ① 定款、同施行規則及び規則違反者の処分に関する事項
 - ② 会員資格の喪失及び除名の審査に関する事項
 - ③ 会員の入会及び退会の審査に関する事項
 - ④ 法人会員の役員及び組織の変更等の審査に関する事項
 - ⑤ 役員の解任に関する事項
 - ⑥ 会費未納者に関する事項
- (6) 取引相談委員会
- ① 宅地建物取引業法第 64 条の 3 第 1 項に規定する苦情の解決に関する事項
 - ② 宅地建物取引業法第 64 条の 3 第 1 項に規定する返還債務に係わる認証審査のための上申に関する事項
 - ③ 前 2 号に関し当該社員の保証能力の調査及び保証行為の調整に関する事項
 - ④ 一般保証業務に関する事項

(7) 求償委員会

- ① 宅地建物取引業法第 64 条の 10 第 2 項に規定する還付充当金の徴収に関する事項
- ② その他求償に関する事項

(8) 手付金保証・保管業務委員会

- ① 手付金保証業務の適正かつ確実な実施に関すること
- ② 保証金の支払請求に対する支払いの可否についての審査のための上申に関する事項
- ③ 手付金等保管業務の適正かつ確実な実施に関すること
- ④ 寄託金の返還請求及び質権実行に対する支払いの可否についての審査のための上申に関する事項

2 委員会の委員は、それぞれの活動を充足できる人員とし支部長・委員長会議で推薦された理事及び支部役員をもって構成する。

3 委員会の委員長は、支部長・委員長会議で理事のうちから選任する。副委員長は委員会において互選する。

4 委員会の委員長、副委員長及び委員は本部長が委嘱する。

5 委員の任期は、規則第 25 条の規定を準用する。

(特別の委員会)

第 8 条 当本部は必要に応じ理事会の議を経て特別の委員会を置くことができる。

2 委員会の運営については、別に定める。

3 特別の委員会は其の任務を終了したときに理事会の議を経て解散する。

第6章 事務局

(事務局)

第9条 当本部の会務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。
- 3 事務局長及び職員は、有給とする。
- 4 事務局長は理事をもって充てることができる。
- 5 事務局長及び職員の任免は、理事会の議を経て本部長が行う。
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局に関しては、別に定める。

(事務局業務等)

第10条 事務局に事務局長1名及び職員若干名を置く。

- 2 事務局は次の事項を処理する。
 - (1) 各委員会の運営についての庶務に関する事項
 - (2) 会議開催に関する事項
 - (3) 会員の入会及び退会に関する事項
 - (4) 総本部及び支部との連絡に関する事項
 - (5) 官公庁及び他団体との連絡に関する事項
 - (6) 物品の購入及び管理に関する事項
 - (7) 文書の起案及び発受信に関する事項
 - (8) 金銭の出納に関する事項
 - (9) その他、必要な事項
- 3 事務局長は前各号に関し、職員を指導監督する。

第7章 変更等

(規程の変更等)

第11条 この規程は理事会の決議により改廃する。

第12条 この規程は、定款、同施行規則、規則及び細則の規範の枠内においてその効力を存する。

2 この規程に定めのない事項については、定款、同施行規則、規則及び細則の規定による。

第8章 雑則

(規則等)

第13条 この規程に定めるもののほか、当本部の業務の運営上必要な規則は理事会の議を経て別に定める。

(旅費及び慶弔規定)

第14条 旅費並びに慶弔に関する規定は、理事会の議を経て別に定める。

(調整)

第15条 この規程の解釈に疑義を生じた場合は、当本部の理事会の解釈に従うものとする。

附則

(適用期日)

この規程は理事会で議決された日より適用するものとする。